

松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月4日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

## 措置状況報告

政策企画課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>3.契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>エ 産業医委託業務について、労働安全衛生規則第15条第1項では産業医による作業場等の巡視が定められているが、令和2年度においては巡視は行われていなかった。法令遵守に努められたい。</p>	<p>1月21日に開催した安全衛生委員会において、コロナ禍における安全衛生推進体制等を協議し、産業医と今後の職場巡視の日程を確認いたしました。</p>